

# 原子力損害賠償に関するウィーン条約改正について

田 辺 朋 行

## 1. ウィーン条約とは

原子力の開発利用にあたっては、事故等に伴う損害発生を未然に防止するとともに、万が一のために、被害者救済の制度を確立しておくことが、国家的あるいは国際的な見地から必要とされる。殊に、原子力損害は地域的に広範囲にわたり、あるいは国境を越えて広がり得る可能性を有しているため、そこでは、こうした越境損害を救済するための国際的な対策を講じておくことが極めて重要な課題となる。

現在、原子力の越境損害については、原子力船に因る場合等を除いて、二つの条約体制(レジーム)が存する。両条約は、被害者救済のために、①原子力施設運転者に厳しい内容の損害賠償責任(無過失責任・責任集中)を負わせること、②その際、責任限度額を設け(有限責任)、その額までは保険等の措置(損害賠償措置)を講じさせることによって賠償の支払いを確保させること、③単一の裁判管轄権と準拠法とを明示すること、等の仕組みを共に備えている。

第一の条約レジームは、当時の欧州経済協力機構(現在のOECD)を中心として1960年に採択されたパリ条約(「原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約」)を軸とする体制である。なお、1963年にはパリ条約における被害者救済を拡充する目的で、同条約を補足する「ブラッセル補足条約」が採択されている。現在パリ条約には14の加盟国(うち11カ国がブラッセル補足条約にも加盟)があるが、その殆どは地理的に相互に国境を接している西欧諸国である。したがって、このパリ=ブラッセル条約体制は一種の地域条約レジームと見ることもできる。

そして第二のレジームは、国際原子力機関(IAEA)を中心として1963年に採択されたウィーン条約(「原子力損害の賠償に関する民事責任に関するウィーン条約」)を軸とする体制である。同条約は、全世界をカバーする、パリ条約に類似の条約として企図されたが、その賠償水準の低さ等から、欧米の原子力先進国の参加を得ることができず、現在までのところ26の途上国の参加を得るにとどまっている。

## 2. 条約改正の背景と動向

1986年のチェルノブイリ事故は、多くの国々に対して、原子力越境損害に係る実効性のある国際的な救済レジームを確立することの重要性をあらためて強く認識させるとともに、現行条約レジームの問題点をも露呈させた。その問題点とは、①各条約レジームが特定の国・地域しかカバーしないこと、②救済の対象となる損害の定義が狭いこと、③賠償水準が低いこと、殊に、ウィーン条約の場合には、支払いが保証される賠償の最低ライン(最低責任限度額)がわずか500万米ドルであること、等である。

これを背景に、IAEAは、より多くの原子力利用国の参加が期待できるような、実効性のある世界規模での救済レジームの確立を企図して、1989年よりウィーン条約改正の具体的作業に着手した。IAEAは、翌90年2月の理事会で条約改正等の審議をすすめるための「原子力損害賠償常任委員会」の設置を決定し、同常任委員会は現在(96年11月)までに16回開催されている。

## 3. 条約改正に向けての論点

損害賠償常任委員会における条約改正の議

論は多岐にわたったが、要点は次の5点。すなわち、①条約の地理的適用範囲の拡大、②条約の対象となる「原子力損害」の定義の拡充(環境損害及び損害拡大の予防的措置費用を加える)、③責任限度額の引き上げ(500万米ドルから3億SDR<sup>[1]</sup>へ)と無限責任制度採用国への配慮規定の創設(4節参照)、④被害者側からの生命及び身体に係る損害賠償請求権の期間制限(除斥期間)の延長(原則10年間から30年間へ)、⑤賠償資金拡充のための補完基金条約の別途策定、である。

このうち①～④の諸点については議論がほぼ収斂しているが、⑤については、条約参加の条件や補完的基金の資金調達方法等を巡って、今なお活発な議論が展開されている。

#### 4. わが国の対応

現在、わが国はウィーン条約(及びパリ条約)に加盟していない。不加盟の最大の理由は、原子力施設運転者の賠償責任に責任限度額を設けている(有限責任制度を採用している)ウィーン条約とそれを設けていない(無限責任体系となっている)わが国原子力損害賠償法(「原子力損害の賠償に関する法律」)との間に法的整合性がとれていないことに因る、と言われている。

一例をあげれば、ウィーン条約は責任限度額までの賠償金の支払いを確保するために、賠償措置がこれに達しない場合には、国による差額分の支払い(埋め合わせ)を義務としている(第Ⅶ条第1項)が、このことは、理論的には、責任限度額を設けていない(無限責任)加盟国に対して、国による無限の支払いの保証(埋め合わせ)を要請することに繋がる。わが国では原子力事業者に1サイトあたり原則として300億円の賠償措置を講じさせ、これを超える損害が生じた場合には、国が「援助」することとされているが、この「援助」は法律上の義務とはされていない(原子力損害賠償法第16条)。

こうした点について、ウィーン条約改正案で

は、無限責任を採用する国についても条約の定める責任限度額(3億SDR)までの支払いの保証で良いとする配慮規定が設けられたため、わが国が本条約に加盟するにあたっての最大の懸案事項が解決されることとなった。このため、条約改正がなされた際にわが国として条約に加盟すべきかどうかの議論が、現実的な政策課題として改めて浮かび上がった。

以下は私見だが、わが国が改正条約に加盟すべきかどうか、の判断に際しては、わが国一国としての加盟によるメリット・デメリットを勘案することは当然として、それ以上に、わが国の加盟が国際的な原子力開発・利用の推進にどのように寄与し得るか、という視点も必要ではないか、と考える。

国際的な原子力損害賠償レジームの確立は、万が一のときの被害者の救済に資することは当然として、国際間の損害賠償処理に係る不確実性を除去することにより、原子力の国際協力や技術移転の推進に大きく寄与することにも繋がる。なぜならば、国際ルール確立による不確実性の除去は、国際的な原子力開発協力・投資に携わる者のリスク計算を可能にし、各者間の取引を促進するからである。また、わが国の改正条約への加盟は、近年原子力開発が著しいアジア近隣諸国を条約に加盟させ、同諸国への原子力開発協力を促進する一つの契機にもなり得る。

わが国の条約加盟の問題は、こうした視点からも十分検討されて良いと思われる。

[1] 国際通貨基金の特別引出権のこと。米ドル、英ポンド、日本円等の主要通貨の価値を基準にして、国際的な通貨基準として設定される。今日では、国際条約などにおける国際的な通貨基準として用いられることも多い。3億SDRは約450億円。

( たなべ ともゆき  
電力中央研究所 経済社会研究所 )